

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第31期) 至 平成23年3月31日

明豊ファシリティワークス株式会社

(E05377)

第31期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

明豊ファシリティワークス株式会社

目 次

頁

第31期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	13
5 【経営上の重要な契約等】	14
6 【研究開発活動】	14
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	35
(4) ライツプランの内容	35
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	36
(6) 所有者別状況	36
(7) 大株主の状況	37
(8) 議決権の状況	38
(9) ストックオプション制度の内容	39
2 【自己株式の取得等の状況】	43
3 【配当政策】	43
4 【株価の推移】	44
5 【役員の状況】	45
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5 【経理の状況】	54
1 【連結財務諸表等】	54
(1) 連結財務諸表	54
(2) その他	54
2 【財務諸表等】	55
(1) 財務諸表	55
(3) その他	93
第6 【提出会社の株式事務の概要】	94
第7 【提出会社の参考情報】	95
1 【提出会社の親会社等の情報】	95
2 【その他の参考情報】	95
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	96

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月28日
【事業年度】	第31期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
【会社名】	明豊ファシリティワークス株式会社
【英訳名】	Meiho Facility Works Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼会長 坂 田 明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町五丁目4番地
【電話番号】	03(5211)0066
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 大 島 和 男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町五丁目4番地
【電話番号】	03(5211)0066
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画本部長 大 島 和 男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
売上高 (千円)	5, 371, 977	5, 381, 242	6, 500, 075	2, 688, 234	4, 255, 467
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	394, 218	221, 862	396, 497	△ 238, 342	69, 518
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	229, 024	130, 831	195, 758	△ 150, 584	34, 516
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	531, 510	533, 357	533, 737	533, 737	533, 737
発行済株式総数 (千株)	12, 651	12, 702	12, 712	12, 712	12, 712
純資産額 (千円)	1, 737, 267	1, 767, 457	1, 796, 854	1, 599, 861	1, 593, 799
総資産額 (千円)	2, 833, 202	3, 184, 253	2, 666, 287	2, 366, 965	3, 204, 390
1 株当たり純資産額 (円)	139. 67	144. 11	159. 40	140. 95	139. 99
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	5. 50 (—)	5. 00 (—)	5. 00 (—)	4. 00 (—)	4. 00 (—)
1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	18. 25	10. 56	16. 78	△ 13. 47	3. 09
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	18. 11	10. 14	16. 75	—	3. 08
自己資本比率 (%)	61. 3	55. 3	66. 8	66. 6	48. 8
自己資本利益率 (%)	13. 6	7. 5	11. 0	—	2. 2
株価収益率 (倍)	12. 22	12. 31	5. 54	—	39. 51
配当性向 (%)	30. 1	47. 3	29. 8	—	129. 5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	313, 806	△ 483, 168	842, 857	△ 163, 514	△486, 948
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 99, 859	△ 7, 933	△ 13, 207	1, 987	△18, 832
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 111, 176	△ 106, 161	△ 174, 069	△ 55, 337	252, 976
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1, 370, 513	773, 251	1, 428, 832	1, 211, 967	959, 162
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	113 (22)	128 (28)	116 (31)	121 (24)	119 (27)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 平成22年 3 月期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
昭和55年 9 月	米国製飛散防止等窓貼フィルムの輸入・販売を目的に、明豊産業㈱を資本金 5 百万円で設立。
昭和58年 4 月	オフィス内装工事を開始。
平成元年 4 月	明朗会計方式(原価と当社の利益を顧客へ開示する方法)を導入。
平成 2 年 9 月	明豊㈱へ社名変更。
平成 6 年 4 月	アットリスクCM方式による設計&プロジェクトマネジメントサービスを、主に在日外資系企業向けに開始。
平成 6 年11月	東京都新宿区本塩町 8 番地 2 へ本社を移転。
平成 7 年 4 月	顧客との情報共有システムとしてエクストラネットワーク(ウェブ上のプロジェクト毎のバーチャルプロジェクトルームで、工事の進捗状況や入札状況を顧客等の関係者と情報共有することができる仕組み)を稼動。
平成13年 1 月	東京都千代田区麹町五丁目 4 番地へ本社を移転。
平成13年 4 月	明豊ファシリティワークス㈱へ社名変更。
平成14年10月	ブロードバンドをベースとした顧客との情報共有システムとして、ビジネスプロセスコラボレーション(BPC:エクストラネットワークが情報を発信するのみであったのに対し、ビジネスプロセスコラボレーションでは顧客との共同作業が可能)を稼動。
平成16年 2 月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年11月	大阪市北区中ノ島へ大阪営業所開設。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年 2 月	ISMS/BS799を認証取得。
平成18年12月	大阪市西区江戸堀へ大阪営業所移転。
平成19年 1 月	国際規格「ISO27001」/国内規格「JISQ27001」を認証取得。
平成22年 4 月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場。
平成22年 6 月	Cyril Sweett plc(本社:英国)並びにWidnell Ltd(本社:香港)(現在は両社が合併してCyril Sweett plc)と業務提携。

3 【事業の内容】

(1) 報告セグメント別の事業内容

当社は、オフィスや各種施設に関わるCM（コンストラクション・マネジメント）手法のプロジェクト・マネジメント事業を展開しており、そのサービスの内容から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「CREM事業」の3つに区分しております。なお、セグメントと同一の区分であります。

①オフィス事業

オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、ICT・データセンターの構築、ワークスタイルの変革、維持費削減を狙ったスペースの削減等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。また、オフィス移転等のコストは独自の設計&CM（コンストラクション・マネジメント）手法による見積査定・入札・交渉を通して、コストミニマムを実現しております。

②CM事業

ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務をCM手法でサポートしております。また、オフィス事業同様、コストミニマムを実現しており、プロが顧客側につくことによる迅速な意思決定と工期短縮、発注プロセスの可視化による透明性の向上等、顧客本位のサービスを提供しております。

③CREM事業

企業の保有資産の最適化をサポートするCREM（コーポレート・リアル・エステート・マネジメント）として、固定資産の管理・運用業務、多拠点統廃合業務をアウトソーサーとして最適化するサービス等を提供しております。管財業務やファシリティマネジメントといった従来自社で行っていた業務をまるごと代行するサービスや、中長期計画を策定支援するサービスも行っております。

(2) サービス形態別の事業内容

当社は、これからの企業にとって欠かすことができない「生産性の高いオフィスづくり」や「ビルの新築・バリエアップ改修・用途変更」等の、ファシリティ（※1）に関する設計&プロジェクトマネジメントサービス（以下、「設計&PMサービス」という。）を提供しております。

具体的には、次のように顧客（発注者。以下同じ。）のプロジェクトの実現を支援するサービスであります。

①ファシリティマネジメント（FM）の考え方に基づいて、コンサルタントが顧客の経営課題や要望に応じたファシリティの調査・分析・提言等プロジェクトプログラミングを行う（以下、「基本計画の提言」という。）。

②インハウスのデザイナー、建築士、電気・空調・IT・AV・防災等の技術陣が、コスト・工期・品質の最適化を図るために必要な情報を顧客と共有しつつ、基本設計、実施設計、仕様書及び工程表等を作成し監理する。

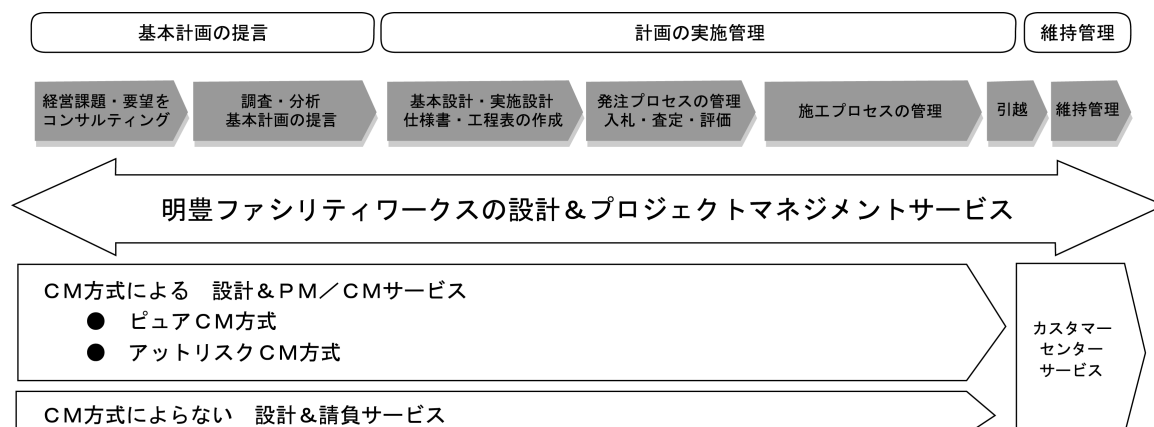
③施工者や資材・設備等の最良な調達方法の選定や、発注先・価格決定の支援をして、発注段階及び施工段階のプロセス（※2）をオープンな環境の中でトータルにマネジメントする。

上記①、②については、顧客の経営戦略及び業務プロセスを検討し、更に特有の企業風土や制度まで加味してコンサルティングやプランニングも行っております。すなわち、当社では、顧客の経営課題や要望に応じたファシリティの基本計画を提言したうえで、品質を優先しながら、コストやスピードにおいても全体最適を図って設計することに主眼を置いております。

上記③については、顧客の補助者・代行者たる専門家として、透明度の高い競争環境のもとで施工者や資材・設備等の仕入先の選定を支援し、それら実際の調達価格を顧客に開示するコンストラクションマネジメント方式（以下、「CM方式」（※3）という。）を平成6年から開始しました。当社では、これを「設計&PM/CMサービス」と呼んでおり、CM方式によらない総合工事業者等が主として行う「設計&請負サービス」と区別しております。

このほかに、カスタマーセンターサービスとして、既存の顧客からの注文に応じて什器備品等の補給やレイアウトの変更などファシリティの維持保全業務も提供しております。

<設計&プロジェクトマネジメントサービスの範囲図>



(※1) ファシリティ／ファシリティマネジメント(FM)

ファシリティとは、企業・団体等がその事業活動のために使用する全施設及び利用する人の環境を包含する概念であり、ヒト、モノ、カネ、情報に次ぐ第5の経営資源と位置付けられる。ファシリティを経営的視点から総合的・戦略的に企画・管理・活用するための経営管理活動がファシリティマネジメント(FM)であり、その目的にはコストミニマム(設備投資、施設運営費の最小化)、エフェクトマキシマム(経営効率や知的生産性など効用の最大化)、フレキシビリティ(将来の発展性や状況変化への柔軟性)、社会及び環境との調和(地域社会や環境保全への配慮)などがある。

(※2) 発注段階及び施工段階のプロセス

発注段階では、発注区分・発注方式の決定、入札仕様書の作成、入札参加者の募集、競争入札の実施、施工者や設備・資材等の仕入先の選定、施工者や仕入先が提示する見積書の査定及び価格交渉などのプロセスがある。施工段階では、施工者間の調整、工程管理、施工者が作成する施工図書のチェック、施工者が行う品質管理のチェック、設備・資材等の納品確認、追加変更のチェック、請求書の整理・管理などのプロセスがある。

(※3) CM方式

1960年代に米国で普及しはじめた建設生産・管理システムであり、各分野の専門家集団であるコンストラクションマネージャー(CMR)が技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うものと位置付けられている。

(3) サービス形態別の契約関係

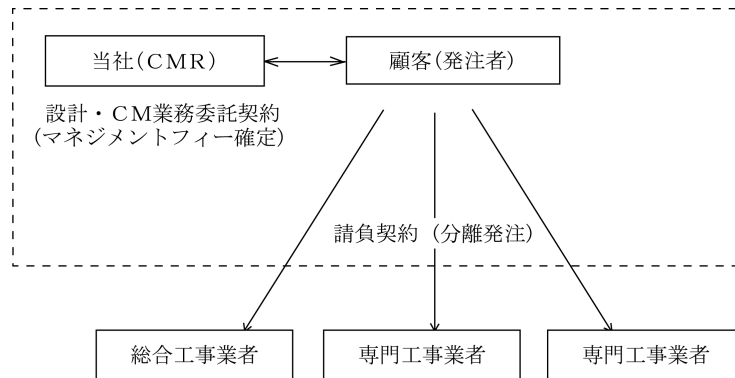
当社が提供する設計&PMサービスには、CM方式による「設計&PM/CMサービス」とCM方式によらない「設計&請負サービス」があり、前者にはピュアCM方式とアットリスクCM方式があります。

①設計&PM/CMサービス(ピュアCM方式)

CM方式による設計&PMサービスであって、顧客が施工者と工事請負契約を締結し、当社は顧客と設計・CM業務委託契約を締結してマネジメントフィーのみを売上計上する形態であります。マネジメントフィーについては、原則として事前に顧客との間で業務内容毎にマンアワー(※4)ベースで計算した固定フィーが取り決められます。なお、コスト・工期・品質などが予想を超えて達成されたとき、当社に対する業務のインセンティブとして「ボーナスの支払い」を契約上定めておく場合もあります。

ピュアCM方式の契約関係は図1のとおりであります。

(図 1)



(注) 当社はマネジメントフィーのみを売上計上する。

(※4) マンパワー

サービス提供のために要した時間に、サービスを提供した社員の管理会計上の時間単価を乗じたアクティビティコストである。当社では毎日の全従業員の全アクティビティコストを定量化することで、プロジェクト毎の採算を的確に把握するマンパワーコスト管理システムを導入している。

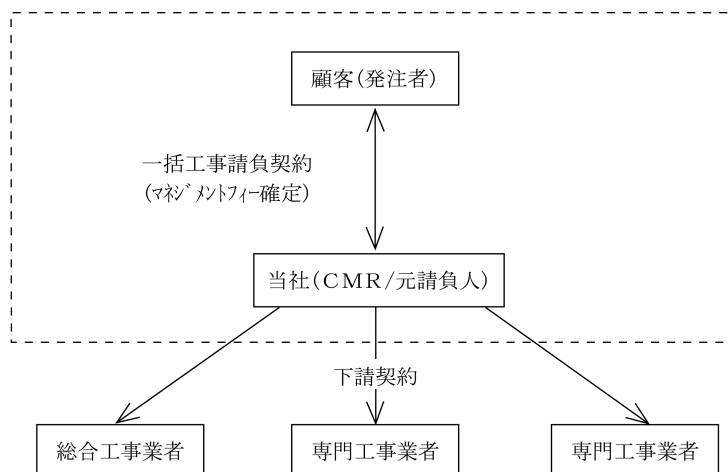
②設計& PM/CMサービス(アットリスクCM方式)

上記と同じCM方式による設計& PMサービスで、当社が施工者と直接工事請負契約を締結することで、施工に関するリスク(工期の維持、品質の確保、工事費予算の遵守、労働安全等)や法律上負担が義務付けられている責任(建設業法に基づく元請責任、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生責任者の設置、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任、民法に基づく瑕疵担保責任等)など工事完成に関するリスクをも負担する形態であります。当社の下請となる施工者との請負金額や資材・設備等の調達価格は顧客に開示され、コスト構成の透明性はピュアCM方式と何ら変わりありません。マネジメントフィーについては、ピュアCM方式と同様に業務内容毎にマンパワーベースで計算した固定フィー及びインセンティブ契約がある場合のボーナスに加え、工事請負金額に対する定率フィーが取り決められます。

なお、アットリスクCM方式では、当社は顧客との間でマネジメントフィーが確定した一括工事請負契約を締結し、完成工事高を売上高として計上しておりますが、設計・CM業務に対するマネジメントフィーが収益の源泉となっていることから実質的にはピュアCM方式と同じくフィービジネスであると当社では考えております。

アットリスクCM方式の契約関係は図2のとおりであります。

(図 2)



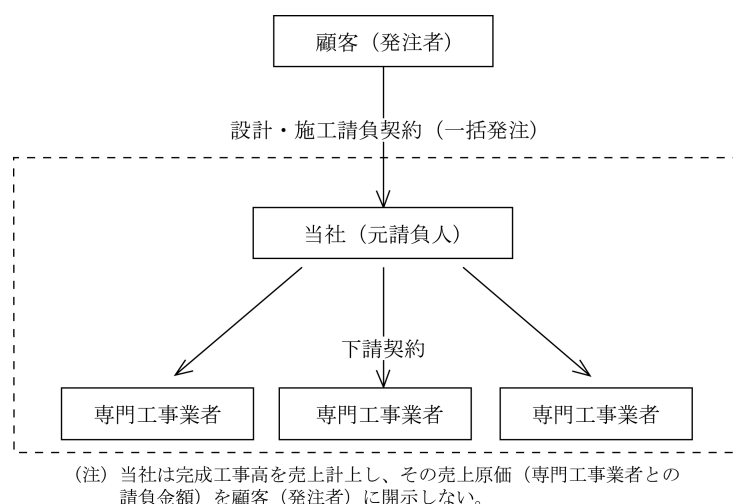
(注) 当社は完成工事高(マネジメントフィーを含む)を売上計上し、その売上原価(専門工事業者との請負金額)を顧客(発注者)に開示する。

③設計&請負サービス

総合工事業者(ゼネコン)と同様に建設工事の元請負人として、当社が顧客との間で設計施工請負契約を締結し、完成工事高を売上計上する形態であります。請負金額は顧客に提示した見積書に基づいて総額にて取り決められ、当社の下請となる施工者や資材・設備等の仕入先に支払う外注費及び材料費のコスト構成を開示しないで工事完成に関するリスクを負担しつつ、適正利益の確保を図ることからこのサービス部分はフィービジネスではないと当社では考えております。

設計&請負サービスの契約関係は図3のとおりであります。

(図3)



このように設計&PMサービスの2つの形態では、事業のコンセプト、顧客や施工者との契約関係、建設業法の規制、リスク及び収益の源泉、売上計上ならびに収益構造などが大きく異なっております。

当社では、CM方式のメリットを顧客にアピールすることで総合工事業者(ゼネコン)との差別化を図りつつ、顧客開拓や受注拡大に取り組んでおります。近年、発注者の意識変化を背景に、施工者の選定プロセス及びコスト構成の透明性が確保されるとともに、説明責任に資する「建設生産・管理システム」の一つとしてCM方式に対する関心が高まっており、CMの業務内容、顧客の補助者・代行者たる専門家としてCM業務に従事するコストラクションマネージャー(以下、「CMR」という。)の役割及び立場、CMRと施工者との関係、マネジメントフィーなどに対する理解も得られるようになってきました。

④CRE・FMサポートサービス

建物とオフィスの両面を理解し、設計からCMまでをワン・ストップで行うことができる当社ならではのサービスで、企業が保有する不動産(CRE)の戦略的マネジメントサポートを行っております。ノンコア業務のアウトソーシングニーズ、コスト削減意識が高まる中、全国に分散している多拠点の統廃合プロジェクト支援や、自社で行っている管財管理の代行業務も行うサービスであります。

⑤カスタマーセンターサービス

前述の各サービス後の什器備品等の補給やレイアウト変更などの対応をカスタマーセンターと呼ぶ専門のチームが対応するサービスで、リピート受注と顧客との関係強化を目指しております。その契約関係は、設計&PMサービス実行時の形態に準じるケースが主です。プロジェクト実行時の基本計画に基づいて維持保全業務も行うという、ファシリティマネジメント本来の考え方に基づくサービスであります。

当社では、すべてのサービスにおいて、より効率的に業務を行うために、情報通信システムを活用した独自の情報共有の仕組みを用いております。

CM方式(ピュアCM方式、アットリスクCM方式)では、情報共有システムとしてビジネスプロセスコラボレーションシステム(※5)を顧客との間に導入し、設計図書の作成・発注・施工の各プロセスの情報をウェブ上で開示・共有化することで顧客の信頼確保に努め、また意思決定を支援するとともに、当社の業務効率の向上に活用しております。

(※5) ビジネスプロセスコラボレーションシステム(BPC)

ブロードバンドや光回線の普及に伴い大容量の通信が安価に可能となったことにより、顧客及び施工者等の関係者で行う一連の作業を閲覧するだけでなく、ウェブ上で共同作業できるBPCを構築。その共同作業に加え、全国地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用している。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
119(27)	41.1	5.8	7,073

セグメントの名称	従業員数(人)
オフィス事業	55(10)
CM事業	30(6)
CREM事業	23(4)
報告セグメント計	108(20)
全社(共通)	11(7)
合計	119(27)

(注) 1. 従業員数は、期末就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、()外数で平均人数を記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期のわが国経済は、一部の業種においては企業収益に改善の兆しが見られたものの、雇用情勢や個人消費は依然として厳しく、又、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により今後の景気動向はますます不透明感を強め、企業は新規設備投資に慎重となり、引き続き予断を許さない状況であります。

当社では、赤字脱却を当期の第一目標に掲げ、この厳しい経済環境にあっても、サービス品質を落とすことの無い様、「明豊のCM」を提供し続けることの社会的意義を全社で共有しました。そして、プロジェクト・マネジメントの現場力をより高めるとともに、従来にも増して高い専門性に基づいたソリューションを顧客本位に提供し続けることで、既存顧客のリピート増及びCM事業での新規顧客の開拓に成功し、初期の目標であった赤字脱却を達成することができました。

これらの結果、売上高は4,255百万円（前期2,688百万円）、売上総利益は779百万円（前期441百万円）と増加いたしました。販売費及び一般管理費は抑制した予算水準にて推移し、営業利益は70百万円（前期営業損失243百万円）、経常利益は69百万円（前期 経常損失238百万円）、当期純利益は34百万円（前期当期純損失150百万円）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりです。

① オフィス事業

オフィス市場におきましては、依然として厳しい受注環境となりました。東京ビジネス地区（都心5区／千代田区・中央区・港区・新宿区・渋谷区）の平成23年3月末時点の平均空室率は9.19%（※注1）と高い水準であり、固定費削減のみを目的とした移転需要が多くなっております。このような中で、当社ではワークライフバランスへの対応や事業継続、環境保護等の観点に優れているテレワークを意識した生産性の高いオフィス構築案件等について、着実に受注に繋がりました。

アットリスクCM方式を採用した請負契約でのオフィス入居、移転、改修プロジェクトが多く売上計上出来たことから、売上高は前期より大きく増加いたしました。

以上の結果、オフィス事業の売上高は2,224百万円（前期1,655百万円）、営業損失12百万円（前期 営業損失111百万円）となりました。

② CM事業

ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、リゾート施設等のCM市場につきましては、これまでの地道なコンサルティングやコスト削減の実績を基に、前期よりかなり受注金額を積み上げることが出来ました。

適正価格を迫及したコスト削減、プロが顧客側につくことによる迅速な意思決定と工期短縮、そして説明責任の確保に繋がる発注プロセスの透明性向上等、顧客のCM事業への要請は益々拡大しています。当社は、いかなるグループにも属さない完全に独立した地位を確立している上、当社技術者に関するフィーはマンアワー（社員一人ひとりが費やす時間）に基づいており、お客様の納得感を得られ易いものとなっております。この手法は、工事や機器などの調達に当たって、徹底したベンダーフリーと、顧客本位の品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れていることから、当社の価値は益々高まっていると申せます。高水準の省エネや環境対応など、顧客からの要求は多様化し、工事コスト削減や工期短縮と併せて、技術力に裏付けされたソリューションの提案と履行能力が求められる中で、顧客から高い評価を頂いております。

国際財務報告基準等の影響もあり、大企業を中心に遊休不動産を含めた企業不動産の有効活用を意識した投資活動が顕在化しております。

以上の結果、CM事業の売上高は1,263百万円（前期302百万円）、営業利益60百万円（前期 営業損失48百万円）と大幅に増加致しました。

③ CREM事業

大企業向けを中心に、保有資産の最適化をサポートするCREM市場については、多拠点施設の新築、改善プロジェクトに関して、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）採用による工事コスト削減や、保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理等の成功事例が着実に顧客の評価を獲得出来ております。さらに既存施設のER（※注2エンジニアリングレポート）や耐震性能の検証業務（※注3耐震診断）を始めとし、複数の不動産物件の事業化計画に対して、顧客のニーズに合わせてその事業性を高めることができる当社のマネジメント能力も評価され、金融機関、大手企業、第三セクターよりLCM（※注4ライフサイクルマネジメント）等の依頼が増加しております。国際財務報告基準へのコンバージェンスの一部である資産除去債務等の対応や改正省エネ法に代表される各環境関連法規の対応を含め、CM手法を用いた当社サービスへのニーズは益々高まりをみせております。

以上の結果、CREM事業の売上高は767百万円（前期729百万円）営業利益21百万円（前期 営業損失83百万円）となりました。

※注1 三鬼商事株式会社調べ (<http://www.e-miki.com/data/index.html>)

※注2 エンジニアリングレポート

工学的視点から建物状況を調査・レポートするもの。建物の物的価値を正しく把握するためのツール

※注3 耐震診断

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断する行為。地震による破砕・倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握する目的で行われる。

※注4 ライフサイクルマネジメント

建築物のライフサイクルにわたって 建築物の効用の創出、維持、向上ならびに費用の削減を総合的に行うと共に、生涯二酸化炭素（ $LC CO_2$ ）の削減も考慮し、最適な代替案を選択していく営み

・環境対応について

CO_2 削減、改正省エネ法等の対応など、各企業様のCSRに対する意識はさらに高まっております。

当社のCM手法は、そのプロが徹底して顧客側に立つことによって、高い技術的専門性と徹底した競争環境が実現し、顧客の環境目的達成を支援することができます。

当事業年度より複数の案件を受注し、環境配慮手法を駆使した最新の技術を活用し、建物の全ライフサイクルを通じて環境負荷低減の設計及びオフィスや保有資産の中長期的な維持管理計画を立案し（LCM）、コスト削減と環境負荷低減を行うなど、当社独自の手法にて最大の投資効果を得るべくCM手法で支援いたしました。

又、都心を離れた遠隔地にゼロエミッションを実現するオフィス建物の計画・調達・施工監理業務を受注しました。今後の環境対応事業範囲の強化と需要拡大に対応すべく、社内においてCASBEE評価員資格取得保有者も増加させております。

・海外PM会社との業務提携

当社は、平成22年6月28日、国際的な建設コンサルタント及びプロジェクト・マネジメント会社として長い歴史と実績のあるCyril Sweett plc（本社：英国）並びにWidnell Ltd（本社：香港）と、建設プロジェクトの分野において、全世界を対象とした戦略的提携を行うことで合意いたしました。3社はこの提携を通じて、顧客ニーズのグローバル化に対応すると共に、互いのネットワークとノウハウを活用し合うことで、新たなビジネスチャンスを創出しております。

当期中に、提携会社からの紹介で、在外企業の日本におけるCM案件を1件受注しました。

平成22年7月9日にCyril Sweett plc とWidnell Ltdの両社が合併し、現在は当社とCyril Sweett plcとの2社提携となっています。

・テレワーク推進賞

社団法人日本テレワーク協会が実施する「第11回テレワーク推進賞」において、平成23年1月に当社は、初参加で優秀賞を受賞いたしました。テレワーク推進賞は、企業・団体でのテレワーク（ITを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）の一層の普及促進を目指して、平成12年より社団法人日本テレワーク協会が実施している表彰事業です。（後援：総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

今年度の「第11回テレワーク推進賞」では、「新たな成長をする、豊かな環境社会を目指して」をテーマに募集が行われ、多数の応募団体の中から当社が優秀賞に選定されました。このことにより、今後オフィス移転や新築プロジェクトにおいて、当社テレワークの事例紹介が設計&PM案件受注に大きく寄与するものと考えています。

・業態変換

当社は、従来のオフィス関連事業中心から、オフィス・CM・CREMをバランス良く共存させ、収益の向上と安定を実現するビジネスへの業態変換を、数年前より大きな目標として掲げてきました。この間、優秀な人材確保と社員の専門性向上に全社を挙げて邁進した結果、当期になって所期の目的がほぼ達成できたものと考えます。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前期末に比べ252百万円減少し、959百万円となりました。

当事業年度末の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、486百万円となりました（前期は163百万円の支出）。

収入の主な内訳は、仕入債務の増加477百万円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加1,125百万円（内、785百万円は大阪府立大学に対するアットリスクCM方式による10年分割回収分）であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、18百万円となりました（前期は1百万円の増加）。

支出の主な内訳は、貸付けによる支出10百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、252百万円となりました（前期は55百万円の支出）。

収入の主な内訳は、大阪府立大学に対するアットリスクCM方式による10年分割回収となる売上債権への対応として調達した長期借入れ（4年及び5年間の固定金利）による収入300百万円であり、支出の主な内訳は、配当金の支払額44百万円です。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当事業年度の受注状況を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
オフィス事業	1,935,947	—
CM事業	1,417,513	—
CREM事業	881,282	—
合計	4,234,743	—

(注) 1. 上記セグメントは、当事業年度より区分しております（以下同様）。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売状況を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
オフィス事業	2,224,786	—
CM事業	1,263,125	—
CREM事業	767,555	—
合計	4,255,467	—

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
公立大学法人大阪府立大学	—	—	786,820	18.5
(株)モルガン・スタンレー・トーキョー・プロパティーズ	110,101	4.1	601,115	14.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主要な課題は以下の通りです。

① 変化への対応力強化

未曾有の大震災による経営環境の変化、更に激化するグローバル競争等の中で、お客様の発注動機は更に大きく変化し、当社への要求水準が高まって参ります。当社は、このようなCM市場の変化と拡大に適確に対応できるよう、全社員に当社の強みの理解を徹底させることと、優秀なメンバーの採用と、社員のマルチタレント化への挑戦を引き続き進めて参ります。

② ブランドの確立

当社は、平成23年3月に江戸川区からCM方式による改築事業を3期連続公募により採用され、又、医療施設、金融、商業、メーカー、鉄道等での大企業からもCM業務の受注が増加しております。今後も我国におけるCMビジネスの第一人者としてブランド向上を図ります。

4 【事業等のリスク】

当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを記載します。当社は、これらリスクの可能性を認識し、リスク管理を行うとともに、最善の対処をいたす所存です。なお、これらは当社の事業に関するリスクのすべてを網羅するものではないことをご留意ください。

文中における将来に関する事項は、当期末（平成23年3月31日）現在において当社が判断したものです。

①事業環境の変化について

当社は、オフィス構築や建物の建設においてCM(コンストラクション・マネジメント)手法でのPMというサービスを提供しています。経済環境、景気動向による企業の設備投資意欲の変化、既存建設業者との競合状況の変化などが、当社の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

②ピュアCM方式への転換について

当社では、マネジメントフィーのみを収益の源泉とするピュアCM方式への転換を図っておりますが、それに伴い売上高利益率や総資本回転率などの財務諸比率が変動するほか、売上高や運転資金需要も減少する可能性があります。従いまして、売上高を指標に当社の経営成績や収益力を分析する場合には、全体に占めるピュアCM方式の割合に留意する必要があります。また、かかる契約形態はお客様の意向によって決まることから、必ずしも当社の計画どおりにピュアCM方式への転換が進む保証はありません。

③フィービジネスの安定性について

フィービジネスでは、資材・設備等の材料費や外注費などのコストや物価変動に収益が左右されることがなく、基本的に安定した収益を確保できると考えられます。ただし、お客様との間で業務内容毎にマンアワーベースで計算し事前に取り決める固定フィーに関して、マンアワーの見積りが不相当であった場合や、プロジェクトに従事する当社社員の労働生産性効率が低下した場合などには、フィービジネスであっても安定した収益を確保できるとは限りません。

④情報共有システムの障害について

当社では、ウェブ上での情報共有システム（BPC※）を活用し、設計図書の作成・発注・施工の各プロセス情報を開示・共有化することでお客様の信頼確保・意思決定支援、当社の業務効率向上に役立てております。これら情報共有システムの運用・保全には万全を期しておりますが、活用するスキルが不十分な場合や、システム自体に不具合が生じた場合などには、業務効率が低下してマンアワーのコストアップを招くなど当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（※）BPC：ビジネスコラボレーションシステム

ブロードバンドや光回線の普及に伴い大容量の通信が安価に可能となったことにより、お客様及び施工者等の関係者で行う一連の作業を閲覧するだけでなく、ウェブ上で共同作業できるシステム。その共同作業に加え、電子地図上にプロジェクト情報をリンクさせ、プロジェクト情報を可視化した結果、関係者は該当地区の旗をクリックするだけで、その時点の詳細なプロジェクトの情報が表示・確認でき、複数の拠点及びプロジェクトが同時に進行するようなケース等で利用している。

⑤業績予想の変動について

当社は、業績予想を発表するにあたって個々のプロジェクトの現状を確認しておりますが、プロジェクトの進捗過程で顧客の事情等により、プロジェクトの進行予定等が変動する場合には、当該事業年度の売上及び利益に大きな影響を与える可能性があります。

⑥自然災害によるリスク

自然災害が発生した場合、被災地域において、社会インフラが大規模に損壊し、相当期間に亘り生産・流通活動が停止することで建築資材・部材の供給が一時的に途絶えたり、多数の社員が被災し勤務できなくなったりした場合、契約締結・工事着工・工事進捗が遅延し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成23年3月31日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。

当社経営陣は、財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発資産・負債の開示、ならびに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営陣は、収益の認識、対応する原価の計上、貸倒債権、法人税等、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判断しにくい資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社の財務諸表において使用される当社の重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

①収益の認識

当社の売上高は、完成工事高については工事完成基準により完成引渡しした時点で、または工事進行基準により工事進捗率で計上、マネジメントサービス料収入についてはサービスの提供が完了した時点で、または工事進行基準によりサービスの進捗率で計上、その他売上高については完成引渡し時に顧客から引渡書を受領した時点で計上し、いずれも完了時には顧客から引渡書等の証憑を受領しております。一部顧客側の事情により証憑が発行されないケースがありますが、それに代わる関連する他の書類等を受領し計上しております。

②貸倒引当金

当社は、顧客の支払不能時に発生する将来の損失の見積額について、貸倒引当金を計上することとしております。顧客の経営環境若しくは財務状態が悪化し、支払能力が低下した場合等は、追加引当が必要となる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当社の当事業年度の財政状態は、以下の通りであります。

①資産の部

流動資産は、前期末に比べて、47.5%増加し、2,867百万円となりました。これは、完成工事未収入金が増加したことなどによります。

固定資産は、前期末に比べて、20.3%減少し、336百万円となりました。

この結果、総資産は、前期末に比べ35.4%増加し、3,204百万円となりました。

②負債の部

流動負債は、前期末に比べて、124.0%増加し、1,059百万円となりました。これは、工事未払金が増加したことなどによります。

固定負債は、前期末に比べて、87.3%増加し、551百万円となりました。これは、長期借入金が増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前期末に比べ110.0%増加し、1,610百万円となりました。

③純資産の部

純資産合計は、前期末に比べて、0.4%減少し、1,593百万円となりました。これは当期純利益34百万円の増加があったものの、配当金の支払44百万円により繰越利益剰余金が10百万円減少したことなどによります。

(3) 経営成績の分析

当社では、赤字脱却を当期の第一目標に掲げ、この厳しい経済環境にあっても、サービス品質を落とすことの無い様、「明豊のCM」を提供しつづけることの社会的意義を全社で共有しました。そして、プロジェクト・マネジメントの現場力をより高めるとともに、従来にも増して高い専門性に基づいたソリューションを顧客本位に提供し続けることで、既存顧客のリピート増及びCM事業での新規顧客の開拓に成功し、初期の目標であった赤字脱却を達成することができました。

区分ごとの主な内容は、以下のとおりであります。

①売上高

当事業年度は、完成工事高が増加したことにより、売上高は4,255百万円となり前期に比べ1,567百万円の増加となりました。

②売上原価

当事業年度の売上原価は3,476百万円であり、完成工事原価が2,675百万円、マネジメントサービス料原価が768百万円となり、全体では前期に比べ1,229百万円増加しました。

③販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は708百万円であり、前期に比べ23百万円増加しました。これは主として、賞与引当金繰入額の増加16百万円、採用教育費の増加8百万円、前期に比べ増加しました。

④営業利益

当事業年度の営業利益は70百万円であり、前期に比べ314百万円の増加となりました。

⑤営業外収益（費用）

当事業年度の営業外収益は2百万円であり、主として受取利息1百万円であります。営業外費用は3百万円であり、主として投資事業組合投資損失3百万円であります。

⑥経常利益

当事業年度の経常利益は69百万円であり、売上総利益の増加により前期に比べ307百万円増加しました。

(4) 流動性及び資金の源泉

①キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前期末に比べ252百万円減少し、959百万円となりました。

当事業年度末の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、486百万円となりました（前期は163百万円の支出）。収入の主な内訳は、仕入債務の増加477百万円であり、支出の主な内訳は、売上債権の増加1,125百万円（内、785百万円は大阪府立大学に対するアットリスクCM方式による10年分割回収分）であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、18百万円となりました（前期は1百万円の増加）。支出の主な内訳は、貸付けによる支出10百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、252百万円となりました（前期は55百万円の支出）。収入の主な内訳は、大阪府立大学に対するアットリスクCM方式による10年分割回収となる売上債権への対応として調達した長期借入れ（4年及び5年間の固定金利）による収入300百万円であり、支出の主な内訳は、配当金の支払額44百万円です。

②資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、顧客の要望に基づきアットリスクCM方式にて対応することになる一時的な資金負担部分であります。当該部分について支払と回収のタイムラグを回避する工夫を行う等、運転資金需要を抑制するようにしております。また、今後の資金需要に備えて、自己資金と銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

東日本大震災関連では、被災地に未曾有の被害がもたらされたとともに、生産、原材料調達、電力供給等の問題を通じて、広域に亘り多大な影響を及ぼしており、企業活動の停滞や消費意欲の低下など多方面にわたって悪影響が長引く可能性が高く、先行き不透明な状況が続くものと思われれます。一方、一部震災地域からのCM案件や、首都圏での将来の地震対策としてのオフィス移転や既存ビルの耐震改修に関する引き合いは増えており、着実に受注につなげるべく鋭意営業活動を継続しております。

オフィス事業においては、事業拡張に伴うオフィス移転の需要は低調なものの、震災を踏まえた事業継続対策（BCP）を目的としたオフィス移転や事業拠点統合などの需要が顕著になっております。当社が得意とする「ICTを駆使したオフィス構築」や「スピード移転」は、企業のBCPを支援できることから、その受注活動に注力して参ります。

CM（コンストラクション・マネジメント）事業については大手企業を始めとして、病院、学校、鉄道会社、商業施設等において、これまでの当社の実績が評価され、継続した受注が見込めると同時に、今後施設を数多く保有する大企業からの新規受注が拡大するものと考えています。

CREM（コーポレート・リアルエスレート・マネジメント）事業については、国際財務報告基準等の影響もあり、大企業を中心に遊休不動産を含めた企業不動産の有効活用を意識した投資活動が顕在化しております。金融機関や大手企業等全国にある自社保有不動産等を中央統制する企業が増え、プロジェクト化した際のCM手法による調達プロセス説明責任の履行や、ノンコア業務のアウトソーシングニーズ、コスト削減や工期短縮意識が引き続き高まっており、今後もマーケットが拡大すると考えております。尚、CREM事業の既存のお客様については、各種データベースの集積が進み、同一企業内での当社業務範囲が年々拡大し、当社の事業基盤がより安定するビジネスであることから、今後大いに注力していく所存です。

これらのマーケット状況を踏まえ、オフィス事業、CM事業、CREM事業を組み合わせた複数のサービスを常時提供できるよう社内の組織や仕組みを継続して見直し、併せてCM事業を中心とした人員強化を行い、ソリューション提供能力の強化を図って参ります。

なお、東日本大震災に伴う当社の業績への影響につきましては、現時点で想定しうる事象を業績予想に考慮しておりますが、状況が変化した場合には適時情報の見通しを開示することを検討しております。

また、地震発生に関する最近の予想を踏まえ、今以上に社員の安全を確保でき、事業の継続性にも資する投資計画として、本社の移転を今期計画致しました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、業務効率の向上などを目的とした、設備投資を実施いたしました。

セグメントの名称	当事業年度（千円）	前年同期比（％）
オフィス事業	2,886	89.9
CM事業	2,382	213.6
CREM事業	1,705	61.1
合計	6,974	98.0

2 【主要な設備の状況】

平成23年3月31日現在における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	工具器具・ 備品	ソフト ウェア	電話 加入権	合計	
本社 (東京都千代田区)	全社	統括事業施設	9,656	7,978	8,240	1,467	27,343	111 (27)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の()内の数字は、平均臨時雇用者数を外書きしたものであります。

4. 各セグメント別の帳簿価格については、科目単価に分けることが困難であるため、全社として記載しております。

5. 上記の他、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名	セグメント の名称	設備の内容	年間賃借料または 年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
本社 (東京都千代田区)	本社	建物	79,273	—	

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既出支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都千代田区)	本社	統括事業 施設	50,000	—	自己資金 及び借入金	平成23年 9月	平成23年 9月	—

(注) 本社の移転によるものであります。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等

事業所名	セグメント の名称	設備の内容	期末帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月	除却等による減少能力
本社 (東京都千代田区)	本社	統括事業施設	8,770	平成23年9月	—

(注) 本社の移転によるものであります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月28日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,712,000	12,712,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)1,2
計	12,712,000	12,712,000	—	—

(注) 1. 発行済株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2. 単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第341条ノ8第1項に基づく新株引受権の状況

第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株引受権の数	4個	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	8,000株
新株予約権の払込金額	50円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日から 平成24年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 成功報酬型ワラントであります。

2. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。

②旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況
(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	13個	13個
新株予約数のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株	26,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式500株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第1回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第2回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第3回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。
6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

(平成14年 8 月 9 日臨時株主総会特別決議)

第 2 回新株予約権(平成15年 4 月10日付与)	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数	5 個	5 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10, 000株	10, 000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	75円
新株予約権の行使期間	平成17年 4 月 1 日から 平成24年 6 月29日まで	平成17年 4 月 1 日から 平成24年 6 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年 3 月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権 1 個につき普通株式500株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第 1 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第 2 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第 3 回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1 株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成15年 8 月31日付、及び平成17年 9 月20日付をもって、1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。
6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載しております。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	2,164個	2,164個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	432,800株	432,800株
新株予約権の行使時の払込金額	405円	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行（ただし、新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の消却事由及び条件

- (1) 新株予約権者が上記 1 に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなったため行使できなくなった場合、当該新株予約権については取締役会の決議をもって無償でこれを消却することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (3) 当社はいつでも新株予約権を買入れまたは取得しこれを無償で消却することができる。

6. 有利な条件の内容

当社の取締役または執行役員の地位を有する者に新株予約権を無償で発行した。

7. 行使価額は、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & 1 & \\ \text{調整後} & & \text{調整前} & & \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{分割・併合の割合}}{1} \end{array}$$

8. 平成17年 9 月20日付をもって、1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っている。

③会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議による

新株予約権の状況

第4回①-①新株予約権(平成19年6月27日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	600個	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回①-②新株予約権(平成19年6月27日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	600個	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回②-①新株予約権(平成19年10月17日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	1,691個	1,691個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	169,100株	169,100株
新株予約権の行使時の払込金額	185円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回②-②新株予約権(平成19年10月17日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	1,691個	1,691個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	169,100株	169,100株
新株予約権の行使時の払込金額	185円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回③-①新株予約権(平成20年3月19日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	197個	197個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	19,700株	19,700株
新株予約権の行使時の払込金額	138円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権 1 個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回③-②新株予約権(平成20年3月19日付与)	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	197個	197個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	19,700株	19,700株
新株予約権の行使時の払込金額	138円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権1個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年8月1日～ 平成19年12月31日 (注) 1	18,000	12,639,000	684	531,210	666	337,585
平成18年12月1日～ 平成19年3月31日 (注) 2	12,000	12,651,000	300	531,510	306	337,891
平成19年7月1日～ 平成19年7月31日 (注) 3	7,000	12,658,000	175	531,685	178	338,070
平成19年7月1日～ 平成20年3月31日 (注) 4	44,000	12,702,000	1,672	533,357	1,628	339,698
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 5	10,000	12,712,000	380	533,737	370	340,068

- (注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 新株引受権の権利行使による増加であります。
3. 新株引受権の権利行使による増加であります。
4. 新株予約権の権利行使による増加であります。
5. 新株引受権の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	4	20	12	6	7	1,992	2,041	—
所有株式数 （単元）	—	3,046	2,270	34,029	8,131	973	78,663	127,112	800
所有株式数 の割合（%）	—	2.4	1.8	26.8	6.4	0.7	61.9	100.00	—

- (注) 1. 自己株式 1,533,500株は、「個人その他」に 15,335単元含まれております。
2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が4単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(平成23年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社サカタホールディングス	東京都目黒区東が丘2-1-15	3,325	26.15
明豊ファシリティワークス株式会社	東京都千代田区麹町5-4	1,533	12.06
坂田 明	東京都目黒区	551	4.33
ドイチェバンクアーゲーロンドンビービーノントリティークライアーツ613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	東京都千代田区永田町2-11-1	538	4.23
明豊従業員持株会	東京都千代田区麹町5-4	382	3.01
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	東京都港区六本木6-10-1	261	2.05
松村 孝一	東京都八王子市	260	2.04
野村 勝朗	神奈川県川崎市麻生区	250	1.96
坂田 紀美子	東京都目黒区	190	1.49
グローバル・タイガー投資事業有限責任組合1号(無限責任組合員 グローバルインベストメント株式会社)	東京都港区浜松町1-30-5	180	1.41
計	—	7,472	58.78

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,533,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,177,700	111,777	—
単元未満株式	普通株式 800	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,712,000	—	—
総株主の議決権	—	111,777	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄には、当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

② 【自己株式等】

(平成23年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワーク ス株式会社	東京都千代田区麹町 5-4	1,533,500	—	1,533,500	12.06
計	—	1,533,500	—	1,533,500	12.06

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

①旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の発行によるもの
(平成14年 8 月 9 日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年 8 月 9 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3 名及び執行役員 1 名、当社の従業員28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の発行によるもの
(平成17年 2 月 4 日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年 2 月 4 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5 名及び執行役員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年 6 月27日 定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年 6 月27日 定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 3 名、当社の従業員111名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成19年10月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 3 名、当社の従業員111名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成20年 3 月19日取締役会決議)

決議年月日	平成20年 3 月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 2 名、当社の従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑧会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成20年 3 月19日取締役会決議)

決議年月日	平成20年 3 月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 2 名、当社の従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行なった取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	1, 533, 500	—	1, 533, 500	—

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対して年1回の安定的かつ継続的に利益還元することを基本方針としております。配当性向30%を基準とし、財政状況、利益水準などを総合的に勘案したうえで、利益配当を行なっております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当期(平成23年3月期)の配当金に関しましては、上記の方針に基づき、1株当たり4.00円の期末配当(年間)としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

なお、当事業年度は中間配当について取締役会決議を行っておりません。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）
平成23年6月28日定時株主総会決議	44, 714	4. 00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	393	291	164	147	154
最低(円)	195	106	78	85	58

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	121	107	107	112	130	150
最低(円)	83	87	94	99	103	58

(注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長兼会長	—	坂 田 明	昭和17年7月30日	昭和40年4月 栗田工業株式会社 入社 昭和55年4月 同社 退社 昭和55年9月 明豊産業株式会社(現明豊ファシリティワークス株式会社)設立 代表取締役社長就任 昭和62年3月 代表取締役社長 退任 昭和63年3月 代表取締役社長 就任 平成18年6月 代表取締役会長 就任 平成19年6月 取締役会長 就任 平成21年3月 代表取締役会長 就任 平成21年4月 代表取締役社長兼会長 就任(現任)	(注) 3	551
取締役 副社長	—	大 見 和 敏	昭和28年2月18日	平成16年12月 当社入社 執行役員専務 平成17年2月 専務取締役 就任 平成18年6月 代表取締役社長 就任 平成21年4月 取締役副社長 就任(現任)	(注) 3	176
常務取締役	営業本部長	大 貫 美	昭和39年6月12日	平成9年7月 当社入社 マーケティング部課長 平成14年10月 マーケティング部長 平成15年6月 執行役員マーケティング部長 平成15年10月 取締役マーケティング部長兼執行役員(マーケティング部担当) 就任 平成18年6月 常務取締役 就任 平成20年4月 常務取締役オフィス事業部長 就任 平成21年4月 常務取締役オフィス本部長 就任 平成22年4月 常務取締役営業本部長 就任 平成23年1月 常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長 就任 平成23年4月 常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼オフィスデザイン部長 就任(現任)	(注) 3	56
常務取締役	経営企画本部長	大 島 和 男	昭和41年12月18日	平成12年12月 当社入社 企画部課長 平成13年12月 企画部次長 平成15年4月 経営企画部長 平成15年6月 執行役員経営企画部長 平成16年6月 取締役経営企画部長兼執行役員(経営企画部担当) 就任 平成21年4月 取締役経営企画本部長兼執行役員 就任 平成21年10月 常務取締役経営企画本部長 就任(現任)	(注) 3	60
非常勤 取締役	—	小 松 信 弘	昭和20年4月19日	平成4年11月 当社入社 建設部長 平成7年5月 取締役技術部長 就任 平成15年6月 取締役技術部長兼執行役員(技術部担当) 平成21年4月 取締役技術本部長兼執行役員 就任 平成23年4月 取締役品質コスト管理部長兼執行役員 就任 平成23年6月 非常勤取締役 就任(現任)	(注) 3	133
常勤 監査役	—	石 井 雅 裕	昭和18年2月10日	昭和40年4月 栗田工業株式会社 入社 平成9年6月 同社 取締役 平成13年6月 同社 常任理事 平成16年7月 有限会社スターライト設立 代表取締役社長就任 平成18年6月 同社 代表取締役社長 退任 平成18年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	61

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	水 野 辰 哉	昭和27年 8 月26日	昭和52年 4 月 平成 3 年 1 月 平成 3 年 2 月 平成12年 3 月 平成12年 4 月 平成16年10月 平成16年11月 平成21年 4 月 平成21年 5 月 平成22年 6 月	日本債券信用銀行株式会社 入社 同社 退社 ムーディーズ・ジャパン株式会社 入社 同社 退社 日興シティグループ証券株式会社 入社 同社 退社 フィッチ・レーティングス ジャ パン入社 同社 退社 ミズノ・クレジット・アドバイザー 設立 代表者就任 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	兼 松 弘	昭和21年10月 4 日	昭和45年 4 月 平成12年 6 月 平成15年 4 月 平成16年 4 月 平成17年10月 平成20年 4 月 平成22年 5 月 平成23年 6 月	日商岩井株式会社 入社 同社 執行役員 同社 常務執行役員 双日株式会社(ニチメン㈱、日商 岩井㈱合併) 常務執行役員 双日株式会社(双日ホールディン グス㈱、双日㈱合併) 常務執行 役員 双日株式会社 専務執行役員 双日株式会社 顧問 当社監査役就任 (現任)	(注) 5	—
計							1,039

- (注) 1. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、マーケティング本部第二部 部長 青木啓次、PM本部第一部 部長 高居衛、建築技術部長 木内芳夫の計3名で構成されております。
2. 監査役の水野辰哉、兼松弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の坂田明、大見和敏、大貫美、大島和男、小松信弘の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の石井雅裕、水野辰哉の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の兼松弘の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。
- 監査役補欠者の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
小 峰 尚	昭和30年 3 月 7 日	昭和53年 4 月 平成11年 4 月 平成11年 5 月 平成16年 7 月 平成16年 8 月 平成22年 6 月	日産自動車株式会社 入社 同社 退社 ラッセル・レイノルズ・アソシエイ ツ・ジャパン・インク 入社 同社 退社 有限会社ポトマックアソシエイツ (現 株式会社ポトマックアソシエ イツ) 代表取締役 当社補欠監査役就任 (現任)	—

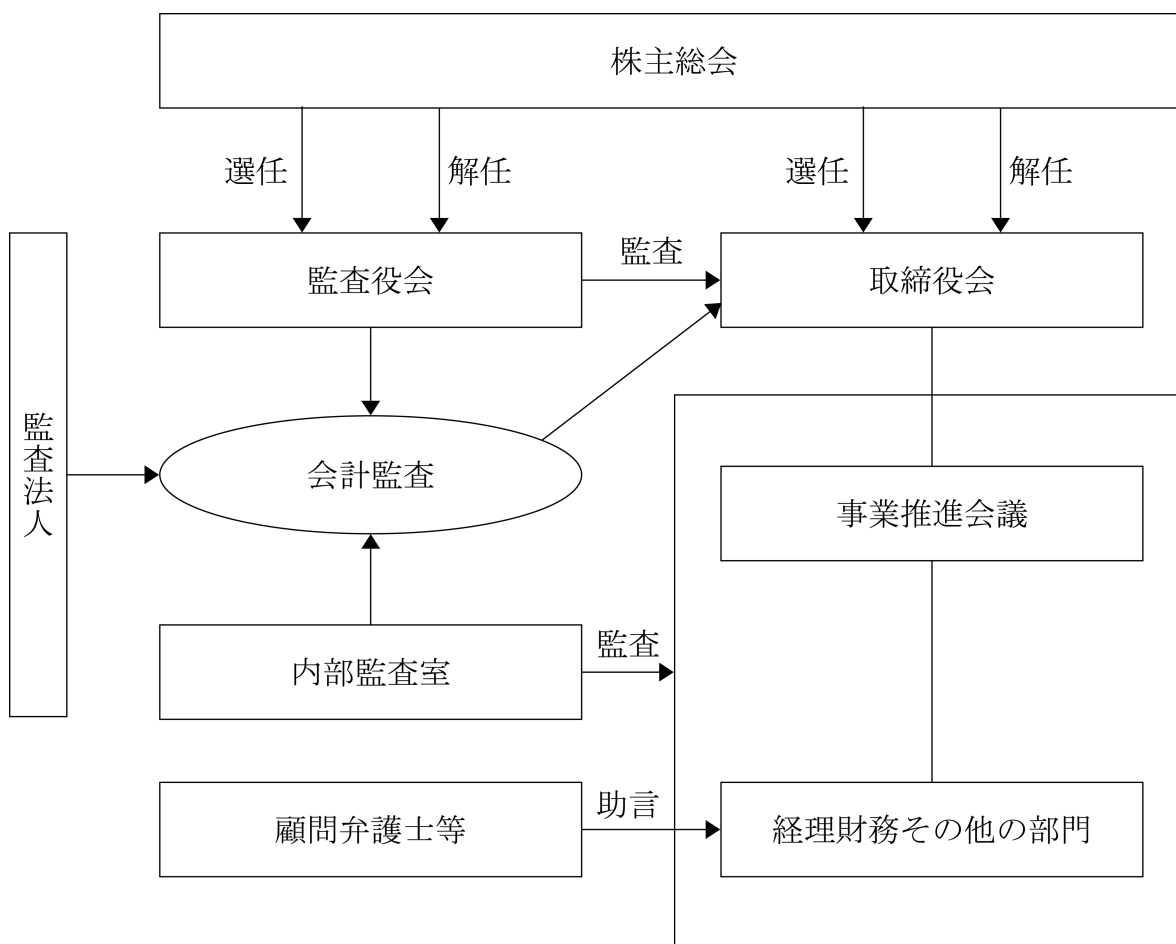
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「透明性」「フェアネス」の理念にもとづき、健全で透明度が高く、環境の変化に迅速かつ的確な対応ができる経営体制や経営システムを確立することが当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。このような視点に立ち、タイムリーなディスクロージャーを重視し、情報提供の即時性、公平性を図るとともに、機能的なIR活動に努めてまいります。

A. 会社の機関の内容



(注) 当社は、顧問弁護士等との顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。

1. 取締役、取締役会、執行役員

当社は、現在の経営規模と経営体制に鑑み、監査役設置会社形態を採用しており、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を平成15年6月27日より導入しております。現在の経営体制は、取締役4名と取締役兼執行役員1名、執行役員3名であります。（本書提出日現在）

2. 監査役会

当社の監査役は3名であり、内2名が社外監査役であります。監査役会が設置されており、監査役に専任のスタッフは配置されておきませんが、内部監査室と連携し活動しております。

また、監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。（本書提出日現在）

3. 会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に監査法人日本橋事務所を起用しておりますが、同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 : 梅林 邦彦

業務執行社員 公認会計士 : 森岡 健二

業務執行社員 公認会計士 : 遠藤 洋一

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名、その他 6名

4. 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置しており、その人員は1名であります。内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。必要に応じて監査役及び監査法人と相互に連携し、当社の健全性等を確保しております。

5. 事業推進会議

当社は、会社の業務遂行に関する重要事項について、個別経営課題の協議の場として、取締役、執行役員、部門長によって構成される事業推進会議を定期的に開催しております。ここでは、各経営課題や業務執行について実務的な検討が行われ、経営の迅速な意思決定を支えております。その運営内容につきましては監査役が適宜出席し、確認を行っております。

B. 内部統制システムの整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成するとともに、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③前2項に係る事務は、経営企画部担当取締役が所管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

④内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

②業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

5. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として監査役会から事務局の設置を要請された場合には、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

②監査役付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 社内申請書等監査役から要求された会議議事録等の内容

10. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、内部監査室長および各監査役を委員とする監査体制検討委員会を設置する。

②同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

11. 財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

12. 信頼性のある財務報告を行うための体制

①経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。

②経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。

③経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

C. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

当社と当社の社外監査役との間には人間関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社の社外監査役の選任には、就任前の経歴を踏まえ、監査の中立性及び独立性を確保できるものが適任であると考えております。

なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、会社の運営方針を協議する場である事業推進会議に適宜参加しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は取締役会によりの確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外監査役2名を含む監査役会による監査、内部監査室による監査、及び監査法人による会計監査とが相互に連携することによる経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化を図るために有効に機能しているため、現状の体制をとっております。

D. 役員報酬等

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	82,743	81,174	1,569	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	11,696	11,696	—	—	—	1
社外役員	7,091	7,024	—	—	67	2

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。
3. 上記表の退職慰労金は、当事業年度中に計上した役員退職慰労金繰入額（取締役一千円、監査役67千円）であります。
4. 平成22年6月25日開催の第30期定時株主総会決議による退職慰労金の支払いは、以下の通りです。

社外監査役（1名）1,141千円

②提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

E. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間における実施状況

- ①当期における取締役会の開催は、臨時取締役会を含め26回であります。
- ②監査役会は、原則として取締役会終了後開催されております。
- ③事業推進会議は、原則として毎月第2、第4金曜日に開催しております。
- ④監査法人は、会計監査の概要を取締役及び監査役へ報告しております。

F. 自己株式の取得の内容

当社は、自己株の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

G. 中間配当

当社は、中間配当金については、株主の機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる旨定款で定めております。

H. 取締役の員数

当社の取締役は、3名以上5名以内とする旨定款に定めております。（本書提出日現在）

I. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらない旨定款に定めております。

J. 取締役の解任決議要件

当社は、取締役の解任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらない旨定款に定めております。

K. 監査役の責任免除等

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役がその期待される成果を十分に発揮できるよう、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、社外監査役がその期待される成果を十分に発揮できるよう任務を怠ったことによる賠償責任を、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額いずれかの高い額で限定する契約を締結できる旨定款で定めております。

なお、当事業年度において、当該契約の締結は行っておりません。

L. 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な審議を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスを確保するためであります。

M. 株式の保有状況

①投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 8,243千円

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
12,000	—	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の「財務諸表等規則」及び「建設業法施行規則」に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の「財務諸表等規則」及び「建設業法施行規則」に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人日本橋事務所による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容把握に努めております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修会等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31 日)	当事業年度 (平成23年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,211,967	959,162
受取手形	45,600	24,100
完成工事未収入金	550,559	1,699,400
売掛金	4,956	2,973
未成工事支出金	※1 26,789	※1 49,995
前払費用	22,187	22,563
繰延税金資産	55,188	97,387
未収入金	26,873	41
短期貸付金	—	10,070
その他	149	1,956
流動資産合計	1,944,271	2,867,650
固定資産		
有形固定資産		
建物	57,234	58,416
減価償却累計額	△42,696	△45,537
建物（純額）	14,537	12,878
工具、器具及び備品	58,430	60,320
減価償却累計額	△47,697	△51,648
工具器具・備品（純額）	10,733	8,671
有形固定資産合計	25,270	21,550
無形固定資産		
商標権	219	186
ソフトウェア	9,475	8,240
電話加入権	1,467	1,467
無形固定資産合計	11,162	9,894
投資その他の資産		
投資有価証券	85,821	81,096
長期前払費用	2,358	2,533
繰延税金資産	205,636	135,219
敷金	54,021	47,744
差入保証金	38,421	38,700
投資その他の資産合計	386,260	305,295
固定資産合計	422,693	336,740
資産合計	2,366,965	3,204,390

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	301,963	777,139
買掛金	6,292	8,147
1年内返済予定の長期借入金	—	67,924
未払金	14,466	16,755
未払費用	33,064	28,806
未払法人税等	2,600	4,911
未払消費税等	—	24,453
未成工事受入金	17,363	5,804
預り金	21,924	21,348
賞与引当金	68,441	91,655
工事損失引当金	※1 856	※1 11,371
その他	6,008	1,268
流動負債合計	472,982	1,059,585
固定負債		
長期借入金	—	229,992
退職給付引当金	109,624	137,589
役員退職慰労引当金	184,498	183,424
固定負債合計	294,122	551,005
負債合計	767,104	1,610,590
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,737
資本剰余金		
資本準備金	340,068	340,068
資本剰余金合計	340,068	340,068
利益剰余金		
利益準備金	6,159	6,159
その他利益剰余金		
別途積立金	300,000	300,000
繰越利益剰余金	605,799	595,602
利益剰余金合計	911,959	901,762
自己株式	△208,355	△208,355
株主資本合計	1,577,409	1,567,212
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,779	△2,360
評価・換算差額等合計	△1,779	△2,360
新株予約権	24,231	28,948
純資産合計	1,599,861	1,593,799
負債純資産合計	2,366,965	3,204,390

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	※1 2,688,234	※1 4,255,467
売上原価	※2, ※3 2,246,331	※2, ※3 3,476,014
売上総利益	441,902	779,453
販売費及び一般管理費	※4 685,719	※4 708,930
営業利益又は営業損失(△)	△243,817	70,522
営業外収益		
受取利息	1,533	1,007
保険返戻金	5,671	—
新株予約権戻入益	441	948
その他	1,053	968
営業外収益合計	8,700	2,924
営業外費用		
支払利息	—	182
投資事業組合投資損失	3,187	3,745
その他	37	—
営業外費用合計	3,225	3,928
経常利益又は経常損失(△)	△238,342	69,518
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,434
特別損失合計	—	5,434
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△238,342	64,083
法人税、住民税及び事業税	443	950
法人税等調整額	△88,201	28,617
法人税等合計	△87,758	29,567
当期純利益又は当期純損失(△)	△150,584	34,516

【完成工事原価報告書】

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		1,693	0.1	659	0.0
II 労務費		107,515	8.3	214,535	8.0
III 外注費		1,111,160	86.3	2,368,262	88.6
IV 経費		67,689	5.3	91,544	3.4
(うち人件費)		(27,133)	(2.1)	(47,328)	(1.8)
計		1,288,059	100.0	2,675,001	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算
であり、期中は予定原価を用い、原
価差額は原則として売上原価に賦課
しております。

原価計算の方法

同左

【マネジメントサービス料原価報告書】

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		606,006	64.7	494,624	64.4
II 外注費		139,249	14.9	97,723	12.7
III 経費等		191,319	20.4	176,341	22.9
(うち人件費)		(146,563)	(15.6)	(118,932)	(15.5)
計		936,574	100.0	768,689	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算
であり、期中は予定原価を用い、原
価差額は原則として売上原価に賦課
しております。

原価計算の方法

同左

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	533,737	533,737
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	533,737	533,737
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	340,068	340,068
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	340,068	340,068
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	6,159	6,159
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,159	6,159
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	812,276	605,799
当期変動額		
剰余金の配当	△55,892	△44,714
当期純利益又は当期純損失 (△)	△150,584	34,516
当期変動額合計	△206,476	△10,197
当期末残高	605,799	595,602
利益剰余金合計		
前期末残高	1,118,436	911,959
当期変動額		
剰余金の配当	△55,892	△44,714
当期純利益又は当期純損失 (△)	△150,584	34,516
当期変動額合計	△206,476	△10,197
当期末残高	911,959	901,762
自己株式		
前期末残高	△208,355	△208,355

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	△208,355	△208,355
株主資本合計		
前期末残高	1,783,886	1,577,409
当期変動額		
剰余金の配当	△55,892	△44,714
当期純利益又は当期純損失 (△)	△150,584	34,516
当期変動額合計	△206,476	△10,197
当期末残高	1,577,409	1,567,212
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△2,017	△1,779
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	237	△580
当期変動額合計	237	△580
当期末残高	△1,779	△2,360
新株予約権		
前期末残高	14,986	24,231
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9,245	4,716
当期変動額合計	9,245	4,716
当期末残高	24,231	28,948
純資産合計		
前期末残高	1,796,854	1,599,861
当期変動額		
剰余金の配当	△55,892	△44,714
当期純利益又は当期純損失 (△)	△150,584	34,516
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9,482	4,136
当期変動額合計	△196,993	△6,061
当期末残高	1,599,861	1,593,799

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△238,342	64,083
減価償却費	16,012	11,909
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△20	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△30,263	23,213
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	19,717	27,964
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	10,510	△1,074
受取利息及び受取配当金	△1,533	△1,007
支払利息	—	182
投資事業組合投資損失	3,187	3,745
有形固定資産売却損益 (△は益)	37	—
売上債権の増減額 (△は増加)	50,140	△1,125,357
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	99,991	△23,205
仕入債務の増減額 (△は減少)	46,018	477,031
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	12,864	△11,558
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,434
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	—	10,514
その他	△59,378	51,304
小計	△71,057	△486,818
利息の受取額	1,300	771
利息の支払額	—	△426
法人税等の支払額	△93,757	△475
営業活動によるキャッシュ・フロー	△163,514	△486,948
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,042	△4,688
無形固定資産の取得による支出	△2,076	△2,286
保険返戻金による収入	8,992	—
貸付けによる支出	—	△10,100
その他	112	△1,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,987	△18,832
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	300,000
長期借入金の返済による支出	—	△2,084
配当金の支払額	△55,337	△44,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	△55,337	252,976
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△216,864	△252,804
現金及び現金同等物の期首残高	1,428,832	1,211,967
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,211,967	※1 959,162

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用し ております。 時価のないもの 投資事業有限責任組合への出資 については、組合から入手可能な 直近の決算報告書に基づいて組合 財産の持分相当額を投資有価証券 として計上しております。	(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及 び評価方法	(1) 未成工事支出金 個別法による原価法を採用してお ります。	(1) 未成工事支出金 同左
3. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとお りであります。 建物 3～15年 工具器具・備品 3～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における見込利用可 能期間(5年)による定額法を採用 しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充 てるため、賞与支給見込額のうち、 当期負担額を計上しております。 (2) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備え るため、損失発生の可能性が高く、 かつ、その損失見込額を合理的に見 積ることができる工事について損失 見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 工事損失引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は簡便法により退職給付引当金を設定しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5. 収益及び費用の計上基準	(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） ロ その他の工事 工事完成基準 （会計方針の変更） 請負工事に係る収益の計上基準につきましては、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事につきましては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事につきましては工事完成基準を適用しております。 これにより、売上高は326,155千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は53,919千円それぞれ減少しております。	(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） ロ その他の工事 工事完成基準 なお、工事進行基準による完成工事高は、790,611千円であります。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
—	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は628千円、税引前当期純利益は6,062千円それぞれ減少しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
※1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしておりますが、当該たな卸資産(未成工事支出金)のうち、当該工事損失引当金に対応する額はありません。	※1 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしておりますが、当該たな卸資産(未成工事支出金)のうち、当該工事損失引当金に対応する額は、1,076千円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
※1 売上高の内訳		※1 売上高の内訳	
完成工事高	1,395,721千円	完成工事高	2,978,071千円
マネジメントサービス料収入	1,267,117千円	マネジメントサービス料収入	1,241,364千円
その他売上高	25,395千円	その他売上高	36,031千円
合計	2,688,234千円	合計	4,255,467千円
※2 原価の内訳		※2 原価の内訳	
完成工事高	1,288,059千円	完成工事原価	2,675,001千円
マネジメントサービス料収入	936,574千円	マネジメントサービス料原価	768,689千円
その他売上高	21,697千円	その他売上原価	32,322千円
合計	2,246,331千円	合計	3,476,014千円
※3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額	856千円	※3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額	11,371千円
※4 販売費及び一般管理費の主なもの		※4 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	96,062千円	役員報酬	101,463千円
従業員給与	326,323千円	従業員給与	280,722千円
役員退職慰労引当金繰入額	10,627千円	賞与引当金繰入額	59,502千円
法定福利費	45,159千円	役員退職慰労引当金繰入額	67千円
減価償却費	4,732千円	法定福利費	42,235千円
雑費	83,993千円	減価償却費	3,595千円
		支払手数料	54,868千円
		雑費	29,138千円
おおよその割合		おおよその割合	
販売費	0.3%	販売費	0.9%
一般管理費	99.7%	一般管理費	99.1%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,712,000	—	—	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,533,500	—	—	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	24,231
合計		—	—	—	—	24,231

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	55,892	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,714	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,712,000	—	—	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,533,500	—	—	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	28,948
合計		—	—	—	—	28,948

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	44,714	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,714	4.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日)
現金及び預金勘定 1,211,967千円	現金及び預金勘定 959,162千円
現金及び現金同等物 <u>1,211,967千円</u>	現金及び現金同等物 <u>959,162千円</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 及び

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、資金調達については自己資金に拠っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、完成工事未収入金、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、これらは市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができないため、時価を把握することは極めて困難であると認識しております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は顧客の信用リスクについて、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社における投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、投資に係る市場リスクの管理として、前者については半期ごとに決算書を入手し、対応する損益等の計上を行っており、後者については、定期的に決算書を入手し、財務状況の検討を行っております。また、市場環境等の継続的なモニタリングを通して保有状況の見直しの検討を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は資金の流動性リスクについて、担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,211,967	1,211,967	—
(2) 受取手形	45,600	45,600	—
(3) 完成工事未収入金	550,559	550,559	—
(4) 売掛金	4,956	4,956	—
(5) 未収入金	26,873	26,873	—
資産計	1,839,957	1,839,957	—
(1) 工事未払金	301,963	301,963	—
(2) 買掛金	6,292	6,292	—
(3) 未払金	14,466	14,466	—
負債計	322,722	322,722	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 売掛金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資事業有限責任組合出資金（貸借対照表計上額 77,578千円）及び非上場株式（同 8,243千円）は市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」として上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,211,967	—	—	—
受取手形	45,600	—	—	—
完成工事未収入金	550,559	—	—	—
売掛金	4,956	—	—	—
未収入金	26,873	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金と銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、これは市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどできないため、時価を把握することは極めて困難であると認識しております。また、業務委託会社及び従業員に対し短期貸付を行っております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は顧客の信用リスクについて、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社における投資有価証券は投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式等であり、投資に係る市場リスクの管理として、前者については半期ごとに決算書入手し、対応する損益等の計上を行っており、後者については、定期的に決算書入手し、財務状況の検討を行っております。また、市場環境等の継続的なモニタリングを通して保有状況の見直しの検討を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金の流動性リスクについて、担当部署が適時資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち48%が特定の大口顧客に対するものであります。なお、当該大口顧客は公立大学法人であるため、信用リスクはほとんど無いものと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	959,162	959,162	—
(2) 受取手形	24,100	24,100	—
(3) 完成工事未収入金	1,699,400	1,669,420	△29,979
(4) 売掛金	2,973	2,973	—
(5) 短期貸付金	10,070	10,070	—
資産計	2,695,706	2,665,726	△29,979
(1) 工事未払金	777,139	777,139	—
(2) 買掛金	8,147	8,147	—
(3) 未払金	16,755	16,755	—
(4) 長期借入金（1年内の返済予定分含む）	297,916	297,916	—
負債計	1,099,958	1,099,958	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 売掛金、(5) 短期貸付金

これらは一部を除き短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。但し、回収期間が長期で決済される一部の完成工事未収入金につきましては、回収見込額（信用リスク考慮後）の各入金予定日に応じて、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っております。

(4) 長期借入金（1年内の返済予定分含む）

長期借入金（1年内の返済予定分含む）は当期末間近で借り入れたものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資事業有限責任組合出資金（貸借対照表計上額 72,853千円）及び非上場株式（同 8,243千円）は市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」として上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	959,162	—	—	—
受取手形	24,100	—	—	—
完成工事未収入金	1,026,180	299,204	374,014	—
売掛金	2,973	—	—	—
短期貸付金	10,070	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 109,624千円 退職給付引当金 109,624千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 137,589千円 退職給付引当金 137,589千円
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 27,951千円 退職給付費用 27,951千円	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 34,998千円 退職給付費用 34,998千円
4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項 簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。	4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項 同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 9,686千円

(内訳) 売上原価 4,436千円

販売費及び一般管理費 5,249千円

2. スtock・オプション内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回無担保社債(新株引受権付)
決議年月日	平成13年5月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、従業員67名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式472,000株
付与日	平成13年5月16日
権利確定条件	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成16年9月1日 ～平成24年6月29日

	第1回新株予約権
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、監査役1名、従業員66名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式276,000株
付与日	平成15年2月14日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

	第2回新株予約権
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式112,000株
付与日	平成15年4月10日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

	第3回新株予約権
決議年月日	平成17年2月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、執行役員1名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式526,000株
付与日	平成17年2月4日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成19年3月1日 ～平成27年1月31日

	第4回①-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回①-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回②-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回②-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回③-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回③-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

（注）株式数に換算しております。なお、平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成13年5月1日	平成14年8月9日	平成14年8月9日	平成17年2月4日
権利確定前				
前事業年度末（株）	—	—	—	—
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—
未確定残（株）	—	—	—	—
権利確定後				
前事業年度末（株）	8,000	26,000	12,000	479,400
権利確定（株）	—	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	2,000	—
未行使残（株）	8,000	26,000	10,000	479,400

	第4回①-①	第4回①-②	第4回②-①	第4回②-②
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前				
前事業年度末（株）	60,000	60,000	191,500	191,500
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	6,200	6,200
権利確定（株）	—	—	—	—
未確定残（株）	60,000	60,000	185,300	185,300
権利確定後				
前事業年度末（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
未行使残（株）	—	—	—	—

	第4回③-①	第4回③-②
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前		
前事業年度末（株）	22,100	22,100
付与（株）	—	—
失効（株）	500	500
権利確定（株）	—	—
未確定残（株）	21,600	21,600
権利確定後		
前事業年度末（株）	—	—
権利確定（株）	—	—
権利行使（株）	—	—
失効（株）	—	—
未行使残（株）	—	—

②単価情報

	第2回	第1回	第2回	第3回
権利行使価格（円）	50	75	75	405
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第4回①-①	第4回①-②	第4回②-①	第4回②-②	第4回③-①	第4回③-②
権利行使価格（円）	239	239	185	185	138	138
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	77.91	80.05	53.72	55.43	39.19	40.53

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 5,665千円

（内訳）売上原価 2,627千円

販売費及び一般管理費 3,038千円

2. スtock・オプション内容、規模及びその変動状況

（1）Stock・オプションの内容

	第2回無担保社債（新株引受権付）
決議年月日	平成13年5月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、従業員67名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式472,000株
付与日	平成13年5月16日
権利確定条件	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成16年9月1日 ～平成24年6月29日

	第1回新株予約権
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、監査役1名、従業員66名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式276,000株
付与日	平成15年2月14日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

	第2回新株予約権
決議年月日	平成14年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式112,000株
付与日	平成15年4月10日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成17年4月1日 ～平成24年6月29日

	第3回新株予約権
決議年月日	平成17年2月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、執行役員1名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式526,000株
付与日	平成17年2月4日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成19年3月1日 ～平成27年1月31日

	第4回①-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回①-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回②-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回②-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員3名、従業員111名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式216,700株
付与日	平成19年10月17日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回③-①新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成29年6月15日

	第4回③-②新株予約権
決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名、従業員13名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式22,100株
付与日	平成20年3月19日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社又は当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成29年6月15日

（注）株式数に換算しております。なお、平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付で1株を2株とする株式分割を行っております。当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回	第1回	第2回	第3回
決議年月日	平成13年5月1日	平成14年8月9日	平成14年8月9日	平成17年2月4日
権利確定前				
前事業年度末（株）	—	—	—	—
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—
未確定残（株）	—	—	—	—
権利確定後				
前事業年度末（株）	8,000	26,000	10,000	479,400
権利確定（株）	—	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	46,600
未行使残（株）	8,000	26,000	10,000	432,800

	第4回①-①	第4回①-②	第4回②-①	第4回②-②
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前				
前事業年度末（株）	60,000	60,000	185,300	185,300
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	16,200
権利確定（株）	60,000	—	185,300	—
未確定残（株）	—	60,000	—	169,100
権利確定後				
前事業年度末（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	60,000	—	185,300	—
権利行使（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	16,200	—
未行使残（株）	60,000	—	169,100	—

	第4回③-①	第4回③-②
決議年月日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定前		
前事業年度末（株）	21,600	21,600
付与（株）	—	—
失効（株）	—	1,900
権利確定（株）	21,600	—
未確定残（株）	—	19,700
権利確定後		
前事業年度末（株）	—	—
権利確定（株）	21,600	—
権利行使（株）	—	—
失効（株）	1,900	—
未行使残（株）	19,700	—

②単価情報

	第2回	第1回	第2回	第3回
権利行使価格（円）	50	75	75	405
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第4回①-①	第4回①-②	第4回②-①	第4回②-②	第4回③-①	第4回③-②
権利行使価格（円）	239	239	185	185	138	138
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	77.91	80.05	53.72	55.43	39.19	40.53

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) (1) 流動資産 <table> <tr><td>賞与引当金</td><td>27,848千円</td></tr> <tr><td>未払法定福利費</td><td>3,786千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>1,058千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>1,178千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>1,281千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>19,531千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>503千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>55,188千円</td></tr> </table> (2) 固定資産 <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>44,606千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>75,072千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td>2,839千円</td></tr> <tr><td>投資事業組合投資損失</td><td>2,858千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,221千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>83,048千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>209,646千円</td></tr> </table> 繰延税金資産小計 264,835千円 評価性引当額 △4,010千円 繰延税金資産合計 260,825千円 繰延税金資産の純額 260,825千円 2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 該当事項はありません。	賞与引当金	27,848千円	未払法定福利費	3,786千円	未払事業税	1,058千円	未払事業所税	1,178千円	未払費用	1,281千円	繰越欠損金	19,531千円	その他	503千円	計	55,188千円	退職給付引当金	44,606千円	役員退職慰労引当金	75,072千円	一括償却資産	2,839千円	投資事業組合投資損失	2,858千円	その他有価証券評価差額金	1,221千円	繰越欠損金	83,048千円	計	209,646千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) (1) 流動資産 <table> <tr><td>賞与引当金</td><td>37,294千円</td></tr> <tr><td>未払法定福利費</td><td>5,270千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>1,611千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td>1,184千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>47,346千円</td></tr> <tr><td>工事損失引当金</td><td>4,626千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>52千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>97,387千円</td></tr> </table> (2) 固定資産 <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>55,985千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>74,635千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td>1,154千円</td></tr> <tr><td>投資事業組合投資損失</td><td>3,054千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,619千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務(敷金償却)</td><td>2,467千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>138,916千円</td></tr> </table> 繰延税金資産小計 236,303千円 評価性引当額 △3,696千円 繰延税金資産合計 232,606千円 繰延税金資産の純額 232,606千円 2. 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実行税率</td><td>40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>株式報酬等永久に損金に算入されない項目</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>1.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△0.2%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>46.1%</td></tr> </table>	賞与引当金	37,294千円	未払法定福利費	5,270千円	未払事業税	1,611千円	未払事業所税	1,184千円	繰越欠損金	47,346千円	工事損失引当金	4,626千円	その他	52千円	計	97,387千円	退職給付引当金	55,985千円	役員退職慰労引当金	74,635千円	一括償却資産	1,154千円	投資事業組合投資損失	3,054千円	その他有価証券評価差額金	1,619千円	資産除去債務(敷金償却)	2,467千円	計	138,916千円	法定実行税率	40.7%	(調整)		株式報酬等永久に損金に算入されない項目	4.1%	住民税均等割	1.5%	その他	△0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.1%
賞与引当金	27,848千円																																																																								
未払法定福利費	3,786千円																																																																								
未払事業税	1,058千円																																																																								
未払事業所税	1,178千円																																																																								
未払費用	1,281千円																																																																								
繰越欠損金	19,531千円																																																																								
その他	503千円																																																																								
計	55,188千円																																																																								
退職給付引当金	44,606千円																																																																								
役員退職慰労引当金	75,072千円																																																																								
一括償却資産	2,839千円																																																																								
投資事業組合投資損失	2,858千円																																																																								
その他有価証券評価差額金	1,221千円																																																																								
繰越欠損金	83,048千円																																																																								
計	209,646千円																																																																								
賞与引当金	37,294千円																																																																								
未払法定福利費	5,270千円																																																																								
未払事業税	1,611千円																																																																								
未払事業所税	1,184千円																																																																								
繰越欠損金	47,346千円																																																																								
工事損失引当金	4,626千円																																																																								
その他	52千円																																																																								
計	97,387千円																																																																								
退職給付引当金	55,985千円																																																																								
役員退職慰労引当金	74,635千円																																																																								
一括償却資産	1,154千円																																																																								
投資事業組合投資損失	3,054千円																																																																								
その他有価証券評価差額金	1,619千円																																																																								
資産除去債務(敷金償却)	2,467千円																																																																								
計	138,916千円																																																																								
法定実行税率	40.7%																																																																								
(調整)																																																																									
株式報酬等永久に損金に算入されない項目	4.1%																																																																								
住民税均等割	1.5%																																																																								
その他	△0.2%																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.1%																																																																								

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)及び

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)及び

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社はオフィスや各種施設に関わるCM(コンストラクション・マネジメント)手法のプロジェクト・マネジメント事業を展開しており、そのサービスの内容から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「CREM事業」の3つを報告セグメントとしております。

「オフィス事業」は、オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、ICT・データセンターの構築、ワークスタイルの変革等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。

「CM事業」は、ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務をCM手法でサポートしております。

「CREM事業」は、企業の保有資産の最適化をサポートするCREM(コーポレート・リアル・エステート・マネジメント)として、固定資産の管理・運用業務、多拠点統廃合業務をアウトソーサーとして最適化するサービス等を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

(単位：千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,655,611	302,836	729,785	2,688,234
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	1,655,611	302,836	729,785	2,688,234
セグメント損失(△)	△111,710	△48,343	△83,762	△243,817
セグメント資産	355,240	100,824	162,672	618,738
その他の項目				
減価償却費	9,289	3,227	3,543	16,060
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,210	1,115	2,791	7,118

(注) セグメント損失は、損益計算書の営業損失と一致しております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

(単位：千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,224,786	1,263,125	767,555	4,255,467
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	2,224,786	1,263,125	767,555	4,255,467
セグメント利益又は損失(△)	△12,038	60,878	21,682	70,522
セグメント資産	961,875	512,371	309,566	1,783,813
その他の項目				
減価償却費	4,734	3,908	3,266	11,909
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,886	2,382	1,705	6,974

(注) セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

４．報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	618,738	1,783,813
全社資産	1,748,227	1,420,576
財務諸表の資産合計	2,366,965	3,204,390

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、投資有価証券によるものであります。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
公立大学法人大阪府立大学	768,920	CM事業
㈱モルガン・スタンレー・トーキョー・プロパティーズ	601,115	オフィス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 140.95円	1株当たり純資産額 139.99円
1株当たり当期純損失 △13.47円	1株当たり当期純利益 3.09円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、 潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失である ため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 3.08円

（注）算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	1,599,861	1,593,799
普通株式に係る純資産額（千円）	1,575,629	1,564,851
差額の主な内訳（千円）		
新株予約権	24,231	28,948
普通株式の発行済株式数（千株）	12,712	12,712
普通株式の自己株式数（千株）	1,533	1,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	11,178	11,178

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△150,584	34,516
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失（△）（千円）	△150,584	34,516
普通株式の期中平均株式数（千株）	11,178	11,178
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	3.08
当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（千株）	—	13
（うち新株引受権）	（ — ）	（ 4 ）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	第3回新株予約権（新株予約権の数 479,400株）	第3回新株予約権（新株予約権の数 432,800株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	其他有価証券	株式会社インフォラボ	35	8,243
		計	35	8,243

【その他】

投資有価証券	其他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等 （口）	貸借対照表計上額 （千円）
		（投資事業有限責任組合出資金） S B I ブロードバンドファンド1号	1	72,853
		計	1	72,853

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高（千円）
有形固定資産							
建物	57,234	1,182	—	58,416	45,537	2,840	12,878
工具器具・備品	58,430	3,506	1,616	60,320	51,648	5,514	8,671
有形固定資産計	115,665	4,688	1,616	118,736	97,186	8,354	21,550
無形固定資産							
商標権	329	—	—	329	142	32	186
ソフトウェア	50,597	2,286	35,636	17,247	9,006	3,521	8,240
電話加入権	1,467	—	—	1,467	—	—	1,467
無形固定資産計	52,394	2,286	35,636	19,044	9,149	3,554	9,894
長期前払費用	2,358	350	—	2,708	175	175	2,533

（注） 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 ミーティングエリア工事 480千円

工具器具・備品 C G 用 P C 1,720千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具・備品 サーバー用 P C 1,616千円

ソフトウェア 減価償却終了 35,636千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	67,924	1.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	229,992	1.1	平成24年～28年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	—	297,916	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	70,008	72,092	67,892	20,000

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	68,441	91,655	68,441	—	91,655
役員退職慰労引当金	184,498	67	1,141	—	183,424
工事損失引当金	856	11,371	856	—	11,371

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第 1 四半期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	第 2 四半期 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	第 3 四半期 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)	第 4 四半期 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
売上高 (千円)	943,890	1,109,307	730,129	1,472,138
税引前四半期純利益金額 又は税引前四半期純損失 金額(△) (千円)	△100,211	48,338	△66,002	181,959
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (千円)	△60,844	27,238	△39,469	107,591
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△) (円)	△5.44	2.44	△3.53	9.62

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月 31 日
剰余金の配当の基準日	9 月 30 日、3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	定款第 5 条（広告方法）に次の通り規定しております。 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.meiho.co.jp/ir/e_announce/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）定款第 9 条（単元未満株主の権利制限）に次の通り規定しております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第30期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

平成22年6月29日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第30期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

平成22年7月12日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第30期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

平成22年6月29日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

第1四半期（第31期）（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

平成22年8月10日関東財務局長に提出

第2四半期（第31期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

平成22年11月10日関東財務局長に提出

第3四半期（第31期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

平成23年2月10日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成22年6月30日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

〔前年度分〕

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	梅 林 邦 彦
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 岡 健 二
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 洋 一

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な会計方針（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度より工事契約に関する会計基準を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、明豊ファシリティワークス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

〔当年度分〕

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月28日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	梅 林 邦 彦
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	森 岡 健 二
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 洋 一

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、明豊ファシリティワークス株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、明豊ファシリティワークス株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月28日
【会社名】	明豊ファシリティワークス株式会社
【英訳名】	Meiho Facility Works Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼会長 坂田 明
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役経営企画本部長 大島 和男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町五丁目4番地
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼会長坂田明及び当社最高財務責任者常務取締役大島和男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、前事業年度の売上高の金額のうち概ね9割に達する本社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上債権及び工事原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月28日
【会社名】	明豊ファシリティワークス株式会社
【英訳名】	Meiho Facility Works Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼会長 坂田 明
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役経営企画本部長 大島 和男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町五丁目4番地
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼会長坂田明及び当社最高財務責任者常務取締役大島和男は、当社の第31期（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。